

保護者の皆様

枚方市教育委員会

夏季休業期間中における教職員の「休暇取得促進期間及び
学校閉庁日」の設定について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市の教育振興にご理解・ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、標題の件について平成 30 年度より本市立の小中学校の夏季休業日において「休暇取得促進期間及び学校閉庁日」を設定し、教職員は原則、勤務を要しない日としております。

つきましては、下記のとおり実施いたしますのでよろしくお願いします。

記

1. 夏季休業期間中の教職員の「休暇取得促進期間及び学校閉庁日」

- ・ 休暇取得促進期間 8 月 2 日（土）～8 月 18 日（月）の 17 日間
- ・ 学校閉庁日 8 月 9 日（土）～8 月 15 日（金）の 7 日間

2. その他

- ・ 学校閉庁日は学校施設管理人による電話対応、来校者対応となります。
- ・ 転出入手続きは、学校閉庁日以外の日でお願いします。
- ・ 部活動や学習指導等についても原則行いません。
- ・ 留守家庭児童会室は通常どおり開室します。
- ・ 学校施設開放については通常どおりです。
- ・ 非常変災時には避難所を開設します。
- ・ この件に関するお問い合わせは、枚方市教育委員会事務局学校教育部教職員課（TEL:050-7105-8040）までお願いします。